

一般廃棄物のごみ質に関する調査研究

伊藤康子 古野邦雄 原 雄

1 はじめに

わが国では近年、資源循環型社会構築のために様々な法律が施行されている。そのうち「容器包装リサイクル法」が、平成12年度完全施行となり、今まで可燃ごみとして集められていた紙ごみやプラスチックごみが資源ごみとしてリサイクルに廻されるようになった。本稿では、法律施行によるごみ質の変化の有無と、ごみ減量化への効果の有無について調査したので報告する。

2 調査方法

調査対象は、現在のところ、ごみ減量化に成功している君津市と、人口の増加や都市化によりごみ減量化に苦労している東金市外三町清掃組合を対象とした。両者について過去10年分のごみ質データ分析とヒアリング調査を行った。

3 調査結果

3・1 君津市

君津市では平成12年10月からのごみ袋有料指定袋制の導入などによるごみ減量化が成功している(図1)。君津市では平成6年をピークに人口減少の傾向が見られるが、1人1日あたりの可燃ごみ排出量(排出源単位)も平成11年をピークに減少している(図2)。紙・布類及び厨芥類については排出源単位が減少しているが合成樹脂類は年々増加傾向である。また、容器法に基づく分別収集量は、完全施行となった平成12年度から大幅に増加した(図3)。

ヒアリング調査からわかったことは以下であった。

(1)ごみ減量化を推進するには住民説明を何回も行い住民意識を変えることが重要であり、最も効果があった。

(2)ペットボトルの収集では現場と市民の声で収集回数を月2回から4回に増やすなどし、徐々に可燃ごみから資源ごみへと移行している。

(3)政策は次々と打たないと必ずリバウンドが起こ

る。今後は枯草、剪定(街路樹)などの堆肥化を行うこととしている。

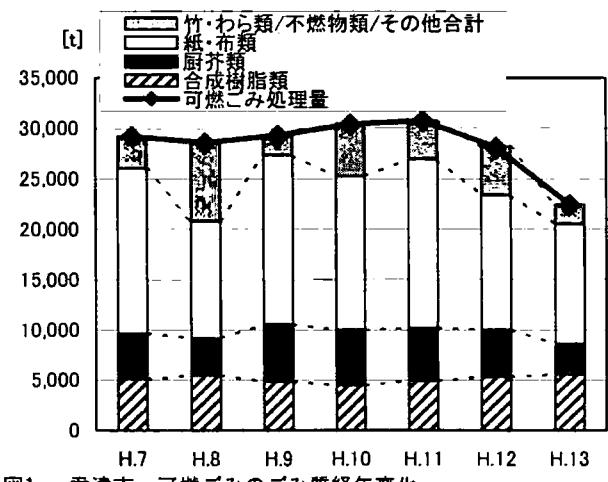


図1. 君津市・可燃ごみのごみ質経年変化

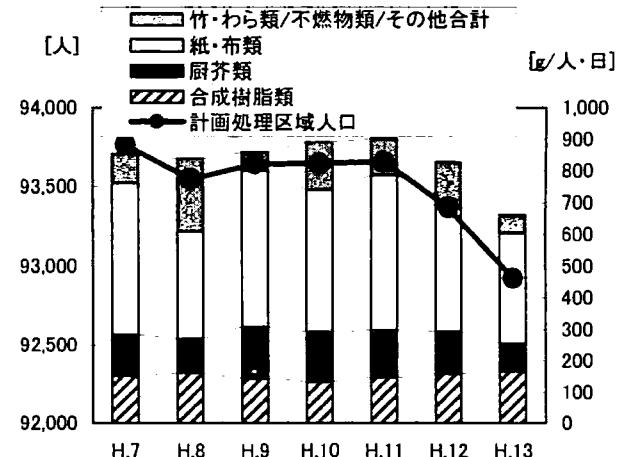


図2. 君津市・人口と排出原単位の経年変化

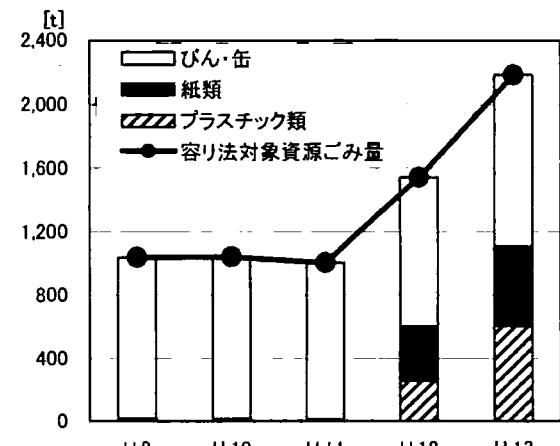


図3. 君津市・容器法に基づく分別収集実績

3・2 東金市外三町清掃組合

東金市外三町清掃組合では、平成7年度からごみ量は毎年約2000トン前後ずつ増加している。中でも「ビニール・ゴム類」として分類されるプラスチックごみの量が年々増加傾向にある(図4)。また、人口は増加の一途を辿り排出原単位も平成7年度以降毎年増加している(図5)。容リ法に基づく分別収集量では、プラスチック製容器包装、紙類容器包装廃棄物の分別収集の割合は全体の約14%となっており、まだ低い割合で推移している(図6)。

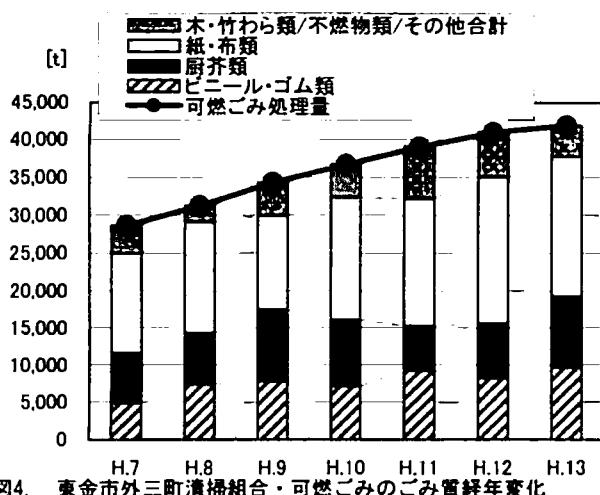


図4. 東金市外三町清掃組合・可燃ごみのごみ質経年変化

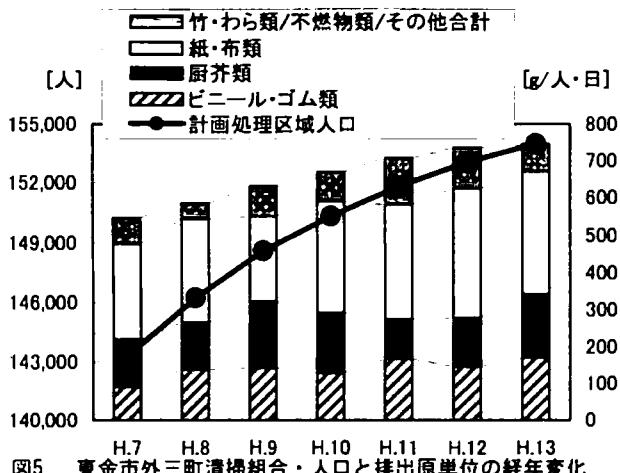


図5. 東金市外三町清掃組合・人口と排出原単位の経年変化

ヒアリング調査からわかったことは以下であった。
東金市外三町清掃組合で、ごみ減量化が推進されない理由として、

(1) 新興住宅が増え、都市化が進んでいるがその反面、人の出入りが激しいので分別収集に対して住民への周知がなかなか浸透されない。

(2) 組合の性格上、各市・町でのごみ処理を統一することが難しく足並みが揃わない。
という問題点が指摘できる。

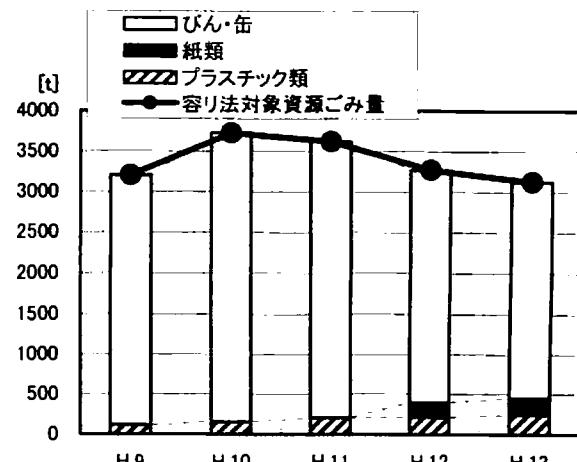


図6. 東金市外三町清掃組合・容リ法に基づく分別収集実績

4まとめ

容リ法完全施行によるごみ質の大きな変化は見られなかった。しかし、容リ法制定に伴い、各自治体での公共回収が始まったことから、将来においてごみ減量化への効果が期待できる。君津市でごみ減量化が成功したのは住民への分別収集への周知を徹底させたことが大きな原因であり、容リ法の存在は、ごみ減量化への追い風となったと考えられる。

また、可燃ごみとして出されるプラスチックごみの量は、依然増加の傾向を見せており、容リ法の制定がなければ増加の程度がもっと大きかったのではないかと考えられる。

容リ法の制定は、ごみ質に大きな変化は与えなかったが、自治体の取組みによってはごみ減量化に対して効果があった。

5 謝辞

本調査に御協力いただいた君津市環境衛生課及び東金市外三町清掃組合の皆様に深く感謝いたします。